

《資料》

第16回世界禁煙デー・宮城フォーラム開催報告 「ストップ! ザ・受動喫煙」2010年5月29日(土)開催

星川 康、大高要子、山本蒔子

NPO法人禁煙みやぎ

キーワード: 世界禁煙デー、宮城フォーラム、受動喫煙

はじめに

NPO法人禁煙みやぎは、毎年5月31日の「世界禁煙デー」に合わせて宮城フォーラムを開催している。第16回となる今年は、5月29日土曜日にエルパーク仙台ギャラリーホールで、「ストップ! ザ・受動喫煙」をテーマに2つの基調講演とシンポジウムが行われた。本フォーラムは、一般市民への啓発、行政・保健関連諸団体との情報交換、そして大会宣言をもって、県や関連諸団体に公共的空間における受動喫煙を未然に防ぐ具体的方策を推進するよう求めることを目的とした。肌寒い小雨模様にもかかわらず100名を超える参加者を得、熱のこもった討論がなされたことを報告する。

基調講演I「受動喫煙を防ぐために」

NPO法人禁煙みやぎ理事長 山本蒔子の開会挨拶のあと、錦町診療所産業医学センター 広瀬俊雄氏の座長のもと宮城県対がん協会会長、東北大学名誉教授 久道茂氏が基調講演I「受動喫煙を防ぐために」を行った。近年、受動喫煙が大きな健康被害をもたらすことが次々と明らかにされているが、氏はまず「受動喫煙」という言葉の歴史・定義を解説し、受動喫煙による健康被害のエビデンスとして肺癌死亡、虚血性心疾患罹患・死亡のリスク増加、

血圧上昇と脳卒中死亡などについて詳細な情報を示した。次いで世界および日本の政策的な取り組みについて詳述した。いずれも極めて重要と考えられるため要点を以下に記す。2007年6月、世界保健機関(WHO)は政策提言「受動喫煙からの解放」(その1. 換気するのではなく、100%禁煙の環境をつくる。その2. 法律により包括的に規制する。その3. 法律により実効性のある施策が適切に施行されるようにする。その4. 家庭内においても受動喫煙を減少させるように社会教育する。)を勧告した。日本では2003年に施行された健康増進法25条に受動喫煙防止についての記述があるが、罰則はなく努力義務に過ぎない。その後関連学会・団体から種々の知見、提言が出され、日本では初めて、神奈川県において公共的施設における受動喫煙防止条例が2010年4月に施行された。この自治体での受動喫煙防止条例制定の動きがひろがりつつあるが、まだ十分とは言えない。氏が座長をつとめた厚生労働省「受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会(2008年3月設置)」報告書の基本的考え方は「今後の受動喫煙対策は、基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである」とされている。厚生労働省「職場における受動喫煙防止対策に関する検討会(2009年7月設置)」報告書の基本的方向は「快適職場空間という観点ではなく、労働者の健康障害防止という観点から対策に取り組むことが必要である」とされている。

基調講演II「ポータブル微粒子粉じん計PM_{2.5}による空気環境測定」

次いで、東北公済病院宮城野分院 五十嵐孝之氏の座長のもとNTT東日本東北病院 安達哲也氏が基

連絡先

〒980-8575

宮城県仙台市青葉区星陵町4番1号

東北大学加齢医学研究所呼吸器外科学分野

星川 康

TEL: 022-717-8521 FAX: 022-717-8527

e-mail: hoshikawa@idac.tohoku.ac.jp

受付日2010年7月23日 採用日2010年8月25日

調講演Ⅱ「ポータブル微粒子粉じん計PM_{2.5}による空気環境測定」を行った。PM_{2.5} (Particulate Matter 2.5)とは粒径が2.5 μm以下の大気中超微粒子のことで、WHOによって定められた空気環境基準の指標の1つである。日本では、環境省が2009年9月にこの基準を採用することが発表された。多くの疫学的研究から、PM_{2.5}は気管内に吸入されると肺の深部に侵入・沈着する割合が大きく発癌や死亡に寄与することが明らかにされてきている。PM_{2.5}の24時間濃度が10 μg/ml増加すると全死亡が1% (急性影響)、年間濃度が10 μg/ml増加すると全死亡が6% (慢性影響)増加するという。ポータブル微粒子粉じん計PM_{2.5} (AEROCET 531, Met One Instruments Inc., Grand Pass, U.S.A.)を用いて、(完全禁煙ではなく)所謂「分煙」がなされているファーストフード店やコーヒーショップなどで実際に空気環境測定を実施した。その結果、「分煙」では禁煙席でもPM_{2.5}が検出され利用客の受動喫煙の危険性が高いこと、とりわけそこを職場としている従業員の受動喫煙は避けられないことを指摘し、公共空間の完全禁煙を推進するための受動喫煙防止法の必要性を強く訴えた。

氏はまた、JTが関東地方で「煙が出ないタバコ」として大々的に宣伝・販売している無煙タバコ「ゼロスタイルミント」についての情報も提供した。この無煙タバコは実質「嗅ぎタバコ」ではあるが、ファイアーブレイクなどの「噛みタバコ」と同様、常習者における口腔癌の発生率が極めて高く、心筋梗塞、脳卒中、胎児の発育障害や早産のリスクを増加させるという。またこの種の無煙タバコ使用者の呼気には大量の有害物質が含まれることが危惧されている。鉄道や航空などの公共交通機関が無煙空間での使用を許可する可能性があるとの情報もあり、継続して情報収集にあたり公共空間での使用を禁止するよう働きかけをする必要性が認識された。

シンポジウム「宮城県における受動喫煙防止の推進」

続いて行われたシンポジウムでは、まず宮城県議会議員の菅間進氏が宮城県における受動喫煙防止の推進について講演を行った。氏は全国禁煙推進地方議員連絡会会員で、地方議員として禁煙を推進するための活動を展開している。2010年4月に、日本で初めて施行された神奈川県受動喫煙防止条例の制定過程を現地に赴いて詳細に調査し、その経験を踏まえて宮城県における受動喫煙防止条例の制定を目

図1 第16回宮城フォーラム「ストップ! ザ・受動喫煙」のシンポジウムの一幕



指している。しかし、宮城県議会内にはまだ喫煙者が多く、県会議事堂や県庁内の完全禁煙すら実現していないのが実情という。

次いで、さかいたけお赤ちゃんこどもクリニックの堺武男氏が「子どもが受ける受動喫煙の害」と題する講演を行った。受動喫煙にさらされた乳児期から幼児期の子どもは、気管支喘息・気管支炎などの呼吸器疾患、中耳炎、髄膜炎、齲歯などの疾患のリスクが有意に高くなるという。とりわけ喫煙習慣のある妊婦から生まれた子どもは乳幼児突然死症候群 (SIDS) のリスクが非喫煙妊婦の子どもより7倍高く、妊婦が夫の喫煙により受動喫煙した場合もSIDSのリスクが高くなることを示した。また、受動喫煙に曝されている子どもは、身長が低く、身体活動能力・知的能力の発達も障害されるという。さらに、氏が強調したのは、子ども達が喫煙を始める契機として「両親の喫煙をまねて」とか「親から勧められた」という理由が極めて多い、この害も看過できないということである。氏は、タバコは「子どもの虐待」と同じであると訴えた。

氏はまた、仙台市がSmoke free cityをキャッチフレーズとして公共施設の禁煙化や分煙化に積極的に取り組んでいることを紹介した。この件に関しては他のシンポジストや会場の参加者から、「仙台市の取り組みに関しては全く知らなかった。市はより宣伝・周知すべきではないか。」「市が徹底したと述べている市役所や青葉区役所における分煙は受動喫煙防止という観点からは極めて不完全なものではないか。」等の厳しい指摘がなされた。今後、仙台市への積極的な働きかけ、市役所内で喫煙対策に取り組

んでいる部署との連携が必要であろうとの認識がなされた。

シンポジウムでは職場における受動喫煙対策に関する非常に活発な討論も展開された。山本蒔子から「日本禁煙学会で受動喫煙症の診断基準が策定されたため、これに基づいて希望患者には診断書を作成しお渡ししている。診断書を受取した職場の長から、どのように禁煙対策を進めるべきかとの相談があり、これが契機となり職場内禁煙が実現した事例がある。」との発言がなされたり、一方で、広瀬俊雄氏と五十嵐孝之氏から、永年産業医をお務めのお立場から「職場内禁煙の問題は、職員の一人が健康被害を訴えて闘っても、孤立したり退職に追い込まれる場合も少なくなく、単に受動喫煙による健康被害の問題としてだけでなく、職場内における大きなストレス管理の一環として捉えていくような姿勢でなければなかなかうまくいかない。」との発言がなされたり、職場の禁煙化が叫ばれてから久しい今日でも職場における受動喫煙への取り組みが依然として非常に難しい課題であることが改めて浮き彫りにされた。

久道茂氏にはフロアから、「この不景気の時代に禁煙を推進しようとする、必ず税収減による自治体の収入減が指摘されるが、能動喫煙・受動喫煙による超過医療費、その他の損益をトータルに勘案するとどうなのか」との質問がなされ、「超過医療費、健康被害・死亡による労働力損失、消防・清掃費などの試算を合計すると、タバコによる税収を大きく上回る」「タバコの元値、タバコ税も含めた大きな値上げが不可欠で、それが禁煙対策にも有効と考える」との回答がなされた。

図2 会場(エルパーク仙台ギャラリーホール)内の禁煙啓発ポスター展示



大会宣言

最後に、受動喫煙防止を推進するために、以下の大会宣言を参加者一同で採択し閉会した。

第16回世界禁煙デー・宮城フォーラム参加者一同は「ストップ! ザ・受動喫煙」をテーマにフォーラムを開催して、受動喫煙の防止を宣言するとともに、行政と保健関連諸団体が県民の保健、生活の質の向上と健康寿命の延伸のために、公共的空間における受動喫煙を未然に防ぐ具体的方策を推進するよう強く求める。

1. 飲食店などの不特定多数の者が利用する屋内を全面禁煙とする。
2. 子どもの受動喫煙を防ぎ、屋外でも子どもが遊ぶ場所である公園は、全面禁煙とする。
3. 学校、体育館、病院に隣接する空間10 m以内を全面禁煙とする。
4. 受動喫煙防止条例を制定する。

今後NPO法人禁煙みやぎは、本大会宣言をもとに以下の活動を行う予定である。

- ・宮城県に受動喫煙防止条例の制定を求める。
- ・学校敷地内禁煙が未実施の4町(NPO法人禁煙みやぎにより既に調査されている)に対して働き掛けを行う。
- ・多くの公園の管理者である市に公園の全面禁煙化を求める。

ポスター展示、その他

講演前には、会場内で禁煙啓発ポスターの展示や禁煙グッズの無料配布をした。体験コーナーでは、肺年齢の測定や肌の水分測定による肌年齢の測定を行い参加者に好評を博した。エルパーク5階展示ギャラリーには、5月8日から14日の1週間、NPO法人禁煙みやぎが小中学生の防煙教育に用いている内容や女性におけるタバコの害を示したポスターを展示し、来館した多くの市民に関心をもって見ていただいた。また、5月29日から6月3日までの1週間、JR仙台駅新幹線改札広場でもポスター展示や禁煙グッズの無料配布を行い好評を博した。

おわりに

本フォーラムには、多数の一般市民をはじめ、行政の保健担当者、マスコミ関係者などが参加し、非常に活発な議論がなされた。フォーラムの様子は、

読売新聞宮城県内版でも紹介され、一般市民への啓発という点では一定の成果が得られたものと考えられる。シンポジストとして県議会議員、フロアに市の保健行政担当者の参加を得、宮城県や仙台市の受

動喫煙対策の現状認識もなされた。NPO法人禁煙みやぎは、フォーラムで採択された大会宣言をもって、宮城県と関連諸団体に受動喫煙を防ぐ具体的方策を推進するよう強く求める準備を進めている。